

はり・きゅう、あんま・マッサージの正しいかかり方

健康保険の対象となるのは、以下の要件を満たす場合に限られます。

健康保険を使うことができない場合は**全額自己負担**となります。

はり・きゅう

- ◇神経痛 ◇リウマチ ◇頸腕症候群
- ◇五十肩 ◇腰痛症 ◇頸椎捻挫後遺症 など

上記の傷病について、医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術について「医師の同意」がある場合



(注) 並行して医療機関で同一の傷病に対する治療を受けられた場合は、はり・きゅうの施術について健康保険を使うことはできません。湿布や薬の処方を受けた場合も治療行為にあたるため、はり・きゅうの施術には健康保険は使えません。

あんま・マッサージ

- ◇筋麻痺・関節拘縮等の症状があり、あんま・マッサージの施術が治療上必要との「医師の同意」がある場合

(注) 疲労回復や慰安目的のマッサージの施術に、健康保険を使うことはできません。



施術が長期間に及ぶ場合は、定期的に医師の同意が必要です。

健康保険を使って継続してはり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるには、**6ヵ月ごと（変形徒手矯正術の場合は1ヵ月ごと）に医師の同意が必要**となります。

広域連合（保険者）からのお願い

1. 施術を受けたときは、必ず療養費支給申請書の内容を確認して下さい。

『療養費支給申請書』は施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。

負傷原因名・日数・金額等をよく確認したうえで、ご自身で署名または押印してください。

2. 必ず領収証をもらいましょう。

施術所には、領収証の無料発行が義務づけられていますので、もらった領収証は保管しておき、広域連合が後日送付する「医療費のお知らせ」の金額や日数と一致するか確認しましょう。

また、領収証は医療費控除を受ける際にも必要となることがありますので、大切に保管してください。

3. 施術内容の調査にご協力ください。

医療費の適正な支払いを行うため、施術を受けられた方に広域連合から文書または電話で、施術内容についてお聞きすることがあります。照会文書が届きましたら、**必ずご自身**でご回答いただきますようお願いいたします。



医療費の適正化のため、適切な受療にご協力をお願いいたします。

